ながのシティプロモーション広報宣伝業務委託仕様書

１　委託業務名

ながのシティプロモーション広報宣伝業務

２　業務目的

本業務は、ながのシティプロモーション実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施している各種事業の課題解決を図りながら、若者に対する長野市（以下「本市」という。）の認知度向上を図る広報宣伝を行うものである。

３　業務履行期間

契約締結日から平成28年３月31日（木）までとする。

４　業務内容

受託者は、本市の魅力や特性を理解すると共に、実行委員会が実施している各種事業の課題（下記「各種事業の課題」のとおり。）を踏まえ、長野県外の20歳代前後をターゲットの中心に据えた上で、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を用い、本市の認知度向上につながる効果的な広報宣伝業務を実施するものとする。

実施に当たっては必要に応じプロモーションビデオを加工するなどして活用することができるものとする。ただし、加工に要する費用は本業務に含むものとし、楽曲使用等の権利調整は株式会社ながのアド・ビューローを交えて行うものとする。

なお、その他事業の実施に当たっては、実行委員会事務局と十分に協議しながら行うものとする。

また、平成28年度以降に本事業の効果検証を実行委員会事務局と協議しながら行うものとする。

【各種事業の課題】

事業内容等	認識している課題
キャッチフレーズ及びロゴマーク	本市のイメージを具体化し、市民の皆さんや市内の各種団体、企業などが一体感を持って効果的にシティプロモーションを実施するために平成 26 年５月に制作したが、コンセプト等が県外に発信できていない。 また、市内外の若年層の認知度が低いため、その解消を図っていく必要がある。
プロモーションビデオ	市民の皆さんにとっては、本市の魅力の再認識に、市外の方々向けには本市への来訪意欲向上につながることを目的に、本市に暮らす人々の営みを通じて魅力を伝えるプロモーションビデオを制作し平成 26 年 10 月から公開・活用しているが、閲覧数が伸び悩んでいる。 長野県外の方々に認識されていないことに加え、市内外の若年層の認知度が低いため、その解消を図っていく必要がある。
ホームページ	本市の魅力及び情報の総合窓口となるために専用ホームページを平成 25 年６月から運営し、市民の皆さんが本市の魅力を自慢に思うと同時に、訪れる方々の訪問意欲がわくような情報の収集・発信を実施している。市内を中心にアクセス件数が向上しているが、市外の認知度は低いため、その解消を図っていく必要がある。 ※ホームページ管理運営業務委託において、アクセス件数を上げる事業の企画・実施（広告の実施も含む）を行う予定。

5　業務履行に当たっての留意事項

(1)　本業務の成果物一式は、著作権その他権利関係の処理を済ませた上で、その納品方法を実行委員会事務局と協議の上、納品するものとする。

　なお、本業務における仕様書に定める成果品位外にも、必要な資料や説明を求めた場合は、協力すること。

(2)　本業務の実施により生じた著作権その他権利は、原則として全て実行委員会に帰属するものとする。

(3)　本業務実施において撮影した写真及び作成したイラスト等は、全て実行委員会に納品し､その利用及び再編集は実行委員会において自由に行うことができるものとする。また、実行委員会及び関係団体が成果品を使用するに当たって、著作者人格権に基づく権利については双方協議するものとする。

(4)　第三者が権利を有している著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うものとする。

(5)　著作権その他権利に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、実行委員会はその責任を負わない。

(6)　受託者は、本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当実行委員会の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

(7)　本業務の成果品に対する瑕疵の取扱については、受託者の瑕疵担保責任期間を契約期間満了後から１年とし、不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。

(8)　本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受託者の負担とする。

(9)　受託者は、本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務が終了した後も同様とする。

　成果物（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、当実行委員会の承諾を得た場合はこの限りでない。

6　その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。